

## やまなし子育て支援プラン後期計画(素案)に対する 県民意見募集状況

### 1 募集期間

平成22年2月10日から平成22年3月4日まで

### 2 意見の提出者数及び意見数

区分	人数	意見件数
郵送	2	6
Fax	5	15
電子メール	1	2
その他	0	0
計	8人	23件

### 3 意見の反映状況

修正加筆 意見反映	記述済み	実施段階 検討	反映困難	その他	計
3件	10件	3件	1件	6件	23件

### 4 対応状況一覧 別添のとおり

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(案)

No.	項目(箇所)	意見の内容	意見数	県としての考え方
1	総論 4 計画の進行管理	(案)P2 「また、子育て支援サービスについては、利用者の視点に立った指標等により」とありますか、具体的にはどのような指標を考えているのでしょうか?	1	【修正加筆】 子育て支援サービスの「認知度」「利用度」「達成度」のそれぞれに成果指標を設け、県民に対するアンケートなどを実施し、利用者の視点から見たチェックを行います。また、必要に応じて改善方策を検討し、計画の見直しを行うこととなります。例えば、「達成度」の評価指標としては、「地域の中での子育てに満足している割合」や「保育サービスが利用しやすい感じる割合」などを設定する予定です。
2	各論 第1節 地域における子育ての支援	(案)P20 「これまでの本県の待機児童数はゼロ」とありますか、どのような根拠ですか?	1	【その他】 厚生労働省は毎年4月と10月の2回、保育所の待機児童数調査を実施しており、県は市町村からの調査報告を集計しています。 待機児童の定義は、調査時点で市町村へ保育所の入所申込がされており、入所の要件に該当しているにも関わらず、入所していない児童を指します。 これまでの市町村からの調査報告によると、本県には上記の条件にあてはまる待機児童は発生していません。 (なお、特定の保育所のみへ入所希望をしていて、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず空くのを待っている場合は、待機児童に含めません。)
3		(案)P20 「機会があれば子どもを預けて働きに出たいと考えている母親も相当数いる」と見られていますか?	1	【記述済み】 平成20年度に各市町村において、就学前児童及び小学生のいわゆる世帯を対象にアンケートを実施しました。 アンケートには「母親の就労希望」に答える設問があり、現在未収業の母親の8割以上のお母さんが現在または将来的に就労希望がある結果となりました。 市町村ニーズ調査結果については総論のP12に記述しており、また全体の調査結果は当計画の参考資料として添付する予定です。
4		(案)P20 「アミリー・サポート・センターは、相互援助をしあうという良い制度だと思います定着していないのではないかと思うので、制度の周知や利用しやすい環境の整備が必要だと思う。	1	【記述済み】 アミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、その運営を支援します。

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(案)

No.	項目(箇所)	意見の内容	意見 数	県としての考え方
5	(案)P20 子どもが保育所から小学校にあがつたとき、子どもを夜まで預かってもらえないで、仕事を続けることが困難なケースがあると思います。学童保育などの小学校の預かりについて、待機児童が出ないように充実をお願いします。	【記述済み】 学童保育などの充実については、放課後児童クラブの整備促進を図るとともに、運営する市町村に対する支援を実施していきます。また、放課後児童教室との連携を促進し内容の充実を図ります。	1	
6	(案)P22 子育て不安感を解消するため、インターネットを活用した子育てに関する多様な情報を提供するサイトの充実を図るのみならず、その情報を自分から情報収集をしない親親にも伝えていくことが大事だと考えます。	【記述済み】 地域密着情報を健診等の場を活用したり、家庭を訪問して手渡し説明する取り組みやメールマガジンの配信等を通して情報提供を図っていきます。	1	
7	各論 第2節 保育サービスの充実	【その他】 現在、県内においては、家庭的保育(保育ママ)は実施されていないとともに、市町村のニーズ調査においても需要は認められませんでしたので、計画の中には入っていません。 ただし、保育状況の変化などにより、保育ママの需要が生じた場合には、的確に対応していきます。	1	
8	(案)P30 児童福祉法の改正により、家庭的保育(保育ママ)が平成22年から法制化されるが、計画の中に入っていないのではないか。	【記述済み】 本県においては、保育所待機児童はゼロの状況であり、保育ニーズへの対応は認可保育所を基本に施策を行っています。認可外保育所のうち病院内保育施設や事業所内保育施設については、設置・運営を支援していきます。	1	
9	(案)P32 「山梨県保育所における質の向上のためのアクションプログラムの確実な実施」と書いてあるが、「アクションプログラム」とはどういうもののか示して欲しい。	【修正加筆】 「山梨県保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を記述しました。 保育の内容の質を高める観点から、保育所における取り組みの充実・強化がより一層求められており、国・県・市町村はそれぞれのアクションプログラムを策定し、保育所を支援していくこととされています。 本県は、子育て支援プラン後期計画と併せて、アクションプログラムを策定します。	1	

「やまなし子育て支援プラン後期計画」(素案)

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(案)

No.	項目(箇所)	意見の内容	意見の意見 数	県としての考え方
10	(案)P32 保育所の質が悪いと言うわけではないが、保育内容の質を高めることによって、質は向上すると思う。	【記述済み】 第三者による公正な評価及びその公表は非常に重要と考えます。保育所の第三者評価事業への取り組みを促進していきます。	1	
11	各論 第4節 子どもたちを取り巻く 教育環境の充実	(案)P44 「職場見学や職場体験などの啓発的体験や就業的体験」とあります が、「啓発的体験」と「就業体験」をどう区別しているのでしょうか? 「啓発的体験」「就業体験」は具体的にどのようなものをイメージして いるのでしょうか?	1	【その他】 「啓発的体験」としては、高校生の職業意識の醸成を図るため、県内事業所において「高校生の地場中小企業等職場見学」を実施しております。 「就業体験」としては、小・中学生の職業観、勤労観の醸成を図るため、県内事業所における職場体験「ジュニアトラワーキーク」を実施しております。
12		(案)P44 「民間事業主、団体等が実施する訓練」とありますが、民間事業主、団体等が実施する訓練の現状についておわかりになれば教えてください。 また、どのような支援の方法をお考えでしょうか、具体的なお考 えがあれば教えてください。	1	【その他】 民間事業主、団体等が実施する訓練には、事業主等が従業員等を対象に自ら実施する訓練と、県が求職者を対象として民間教育機関等に委託して実施する訓練があります。 県では、事業主等が選任した職業能力開発推進者の資質向上を図るための講習会等の開催や、基準に適合する訓練に対する助成を行っています。
13		(案)P44 本文中に「社会全体で子どもを育てるという考え方」あるが、現在の地域のつながりが希薄な核家族社会では大いに必要な考え方だと思う。この考え方に基づいた具体的な施策の展開を望む。	1	【記述済み】 地域の家庭教育・子育て支援のリーダーとして活動できる人材の養成や地域の住民が持っている経験や技能を生かしたり組みなど、地域全体で子どもを育てる環境づくりを行って行きます。
14		(案)P51 「企業、幼稚園、保育所及びその保護者などと連携した父親のための取り組み」とあります が、具体的にどのような取り組みをお考えでしょうか。	1	【その他】 「父親を考えるフォーラム」開催事業を計画しています。本事業は、父親の家庭教育への参加意識の啓発を目的とし、私立幼稚園PTA連合会と保育所保護者者連合会に委託して講演会・シンポジウム・ペネルディスカッションなどを実施する予定です。 また、幼児教育放送「子育て日記」放映事業や子育て支援者を対象とした講座のなかで、子育てに貢献している企業を紹介していきます。

「やまなし子育て支援プラン後期計画」(素案)

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(案)

No.	項目(箇所)	意見の内容	県としての考え方
15	各論 第5節 仕事ど子育てを両立するための支援	(案) P55 病児保育も入ってくると思いますが、そのような支援に頼る仕事優先的な考え方には、少子化対策にはなりません。子どもをもつ親は夫婦で協力し合うと同時に、職場の理解も必要です。子どもが3歳未満、あるいは病気につかかったときは、気持ちよく休みを取りさせてもらえるよ的な職場環境を求めます。(連休を積み立て式にして子どものために利用できる制度をどうでしょう。)	【記述済み】 育児休業の取得や労働時間の短縮など男女ともに子育てやすい職場環境の整備、育児休業取得率や年次有給休暇取得率などの目標を設定した一般事業主行動計画の策定などについて、県内企業に対する普及啓発を図ることとしています。
16	各論 第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み	(案) P59 子どもを取り巻く環境は複雑化しており、社会的養護を必要とする子どもも急増しています。また、虐待を受け入所してきている児童が6割を占める状況から、専門的な支援やきめ細かな支援をしていくためにも、児童養護施設における職員の質・量的な充実は緊急に必要であると考える。	【実施段階検討】 施設職員の専門性の向上については、「子どもメンタルケアセンター」を整備するなかで、検討していくたいと考えています。 また、児童養護施設職員の人員体制の充実を図っていくため、引き続き、国に対して職員配置基準の見直しを要望していきたいと考えます。
17		(案) P59 経済社会の時代影響を受けた私たち世代は心が未熟のまま親になってしましました。そのため、DVや虐待などが起り、荒れた家庭環境が増えています。家庭環境を良くしていくためにはまずは夫婦の学びが必要です。幼少時代の満たされない心を補い、ともに育児をする仲間と繋がりがあり、学びやすい家庭を築くための教育が必要だと思います。 また、未熟な親が育てた子どもはやはり心が満たされず、大切なこと分からなくなっています。これから親を育てるためにも高校生からの方も必要だと思います。	【その他】 核家族化が進むなか、夫婦で子育てをするという意識、特に父親の役割が重要である意識の啓発のため、父親フォーラムの開催や子育てやしつけを解説したCD-ROMの活用、子育て親育て塾の開催、父親が子どもと一緒に過ごす機会の提供などをすることとしています。 また、虐待を未然に防ぐために家庭の養育力を向上するための活動支援や、乳児家庭や養育支援が必要とされた家庭への訪問、子育ての不安を解消する取り組みを進めることとしています。 また、将来親となる世代の人たちに、他人を思いやる心や命を大切にする心の育成、豊かな人間性や社会性を身につけてもらうため、道徳教育の充実や赤ちゃんとのふれあい、自然体験や地域における交流など様々な取り組みを進めることとしています。
18		(案) P62 社会的養護に質量両面でのマンパワーが投入されなかつたことで、里親養育の困難傾向や施設内虐待の問題が発生すると考える。 里親養育を含む社会的養護に質量とともに十分なマンパワーが投入され、制度やシステムの機能がより専門高度化し、有機的に連携するソーシャルワークの実現が、地域における子育て支援・養育モデルの提供につながると考える。	【記述済み】 里親の資質向上を図るとともに、里親の養育支援を目的に里親援助者の登録・派遣を進めることとしています。 また、地区里親会の普及啓発を促進するなかで地域で里親を育成し、支える体制の整備の検討を図ることとしています。

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(案)

No.	項目(箇所)	意見の内容	意見 数	県としての考え方
19	(案)P69 「ひとり親家庭」は、「母子家庭及び父子家庭」と書いてあるが、「母子家庭等」とは母子家庭と何を示しているのか記述して欲しい。	(案)P69 母子家庭や母子家庭や母子家庭・寡婦などがあります。	1	【修正加筆】 具体的な施策の中で、事業ごとの対象者を明記します。 母子家庭の生活の安定と経済的自立を支援するための自立支援給付金や母子家庭・寡婦などがあります。
20	(案)P71 発達障害への対応について、幼稚園や保育所の時から専門職員による対応ができないだろうか	(案)P71 発達障害への対応について、幼稚園や保育所の時から専門職員による対応ができないだろうか	1	【記述済み】 保育所や幼稚園への地域療育支援コーディネーターを含むチームの派遣や市町村に置ける支援体制の構築を図っていきます。
21	各論 第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり	(案)P77 子どもにもとって身近な遊び場がなくなり、外で遊ばない子どもが増え、様々な悪影響が出でています。特にやまなしは車社会で危険な道路が沢山あります。そこで、子どもたちの遊び場確保のための交通規制があつてほしいと思います。(学校が終わる2時から5時まで路地などの狭い道路で実施など)	1	【反映困難】 「道路を子どもたちの遊び場のスペースとするため、道路上における車の通行を制限できないか。」とのご意見として読み取れます。しかし、通規制の目的は、道路における危険防止、交通安全と円滑の確保のほか、交通事故防止その他の道路の交通に起因する障害を防止する以外の目的で実施することはできません。 道路は、人や車の通行を目的に国、県や市などが建設するものであり、人や車の通行の場所に対し、遊び場所確保の目的で交通規制を実施することはできませんので、ご理解をお願いいたします。

意見数 23

## 「やまなし子育て支援プラン後期計画」(素案)に係る県民意見に対する回答

商工労働部 産業人材課

### ◎ 意見内容

- P32に「民間事業主、団体等が実施する訓練」とありますが、民間事業主、団体等が実施する訓練の現状について、おわかりになれば教えてください。  
また、どのような支援の方法をお考えでしょうか、具体的なお考えがあれば教えてください。

### ◎ 回答

県が支援する「民間事業主、団体等が実施する訓練」には、在職者に対する民間事業主、団体等が実施する訓練と民間教育機関等を活用した求職者を対象とした公共職業訓練があります。

#### ① 在職者に対する民間事業主、団体等が実施する訓練の状況

本県では、民間における職業能力開発を促進するため、職業能力開発推進体制の確立に対する援助をおこなっています。

具体的には、企業内で実施する職業能力開発の中核的な役割を担う職業能力開発推進者の選任を促進し、選任した推進員の資質の向上と活動を強化するため、県職業能力開発協会等と連携して「職業能力開発推進者講習」や「職業能力開発推進者経験交流プラザ」を開催しています。推進者は平成22年3月3日現在、1,107事業所（団体）1,199名にも及び、各事業所等において従業員等に対し職業能力開発を行っています。

また、県内の35の民間事業主や団体等においては、労働者のキャリアアップ及び技術水準の維持、向上を図るため「認定職業訓練」を実施しており、そのうち20事業所（団体）に対し国及び県で助成（平成20年度実績=補助金22,724千円）を行い、1,711名の修了生を輩出しました。

#### ② 民間教育機関等を活用した求職者を対象とした公共職業訓練

本県では、求職者の早期の就労に必要な実践的な専門知識や技能の習得を支援するため職業訓練を実施していますが、求職者の多様なニーズに応えるため、民間教育機関等への委託も行っています。

平成21年度においては、介護分野やIT分野を中心に、3ヶ月から24ヶ月間の訓練26コース、定員540名分を民間教育機関等に委託し実施しており、平成22年1月末現在、200名の方が訓練を修了しています。

平成22年度につきましても、依然として雇用状況が厳しいものと思料されるため、民間教育機関等の協力のもとで、更なる職業訓練の充実を図って参ります。